

解除
第7回公開

秘

20部
4號

條約存長用

マジョリテイ、ピースの利害

相互的な利害

(一) 利益

大多教國との間に平和關係が早期に成立する。できれば全面講和が望ましいことにもちろんであるが、近き将来には到底實現困難である。マジョリテイ、ピースならば米國の決心次第でいつても實現可能であり、大多教國との平和關係の恢復、占領の終了による利益が早く得られる。

この利益の主なものはこの通り。

政治上の利益

(1) 大多教の國による安全保障が確保される。
例一般に政治が安定化、明朗化され國民の自立心、自尊心も昂揚される。

(3) 外交關係及び各種の對外活動の自由が広く恢復される。

經濟上の利益

- (1) 對外經濟活動の自由が相当広く恢復され通商上の最惠國待遇も確保される。
ソ連の
- (2) 貿易の伸張が期待される。特に、*中井地区を除く東* 亞地域及びボンド地域との貿易が増進される。
ソ連の
- (3) 賠償の未確定による生産の障害の多くが除かれる。
賠償の減少
- (4) 産業の水準及び構造にたいする制限が緩和される。
賠償の減少
- (5) 海運にたいする制限が緩和される。
- (6) 各種の國際經濟機構への参加が可能となる。
- (7) 外資導入の氣運が促進される。
- (8) 占領關係で費した公私の経費が節減される。
- (9) 涉外法律事項の懸案の多くが解決され、經濟上の障害が減少する。

(10) 對外關係の究局の利益を有利にする。

対ソ関係の基本的諸問題は、将来講和條約への加入によるか、日ソ基本條約の追加ものによるか、いずれは究局的に処理せられねばならないか、現段階において全面講和により処理せんとせば、米國としても、また我方としても相当の譲歩を余儀なくされ、不満足な結果となる。しかるにマジヨリテイ、ピースの場合はその点の不利なく、対外的安全、治安維持等について大体充分な保障を得られ、且つ将来米英獨の支援を背景として対ソ關係を有利に処理できるチャンスがある。

右の基本的事情からマジヨリテイ、ピースが講和條約の内容に及ぼす個々の利本については後段にて述べる。

(イ) 實質上も形式上も米獨陣營に入ることとなる結果、全面講和の場合よりも、政治上、軍事上、経済上における米獨の対日責任感が強くなる。

(ロ) 極東委員会及び対日理事會は廢止されるから、ソ連が日本管理について直接発言する場所がなくなる。

対ソ連（及び中共）に対する國民感情が冷却する。

(二) 不利益

(1) 講和が早く成立する結果、占領の終了に伴う左の如き不利益が早くくる。

(1) 米國の經濟援助が減額される。
軍予算によつて廻られた時よりもある程度減額されるものと覚悟せねばならない。

(2) 王食の供出、治安維持等の内政面においては軍政の利らみがなくなる。しかし日本独自の措置として気兼ねなく忠切つたことをやれるようになる。殊に米國等との話合で、安全保障が確立されれば、治安維持は究極的には心配はない。

(3) ソ連（及び中国）との間に戦争状態が残り、政治的關係は現在より多少悪化し、美益上も若干の障害が起る。しかし究局的には米國の支援によつて対処できない程の障害や危険は起らない。各項目別に述べる。と左の通り。

(1) 現在ソ連が占領している地域以外に対するソ連軍の進駐や軍政は、実際上行われ得ない。

法的にも、占領区域分担に関する連合国間の協定、降伏文書、指令第一号等の關係上不可能である。

(2) 在日ソ連代表部の地位について紛糾が起る。いずれにしてもソ連に対する利益保護のための交渉ルートがなくなる。米国又は中立国に依頼する外はないが、種々の要求達成が困難となる。

(3) ソ連及び中共地区留留者の引揚問題は米ソ關係によつて左右されるものであり、いずれにしても明年度以降は困難となる見込であるから、マジヨサライ、ピースとなつたからとて大差はない。

(4) 指令による漁業区域の制限は解除されても実際問題として北洋漁業・中国沿岸漁業は大きな制約を受け、漁

船拿捕、漁夫の拉致が頻発する。その他の船舶に対し、ても嫌がらせが行われる可能性がある。

(5) 在日華僑の最終的地位が決定せず、一般華僑行政、送還、密輸取締等に関する問題が未解決のまま残る。

(6) ソ連及び中共との貿易には不利であるが、中共はその経済建設上貿易を必要とするからある程度の貿易は直接、間接引続を行われる。

(7) 国際共産党による赤化工作、治安擾乱工作、反米宣伝は激化され、露骨となるであろうが、わが方の治安対策の強化によつて抑え得る。

(8) 安全保障についてソ連（及び中共）の保障が得られなくなる。

(9) 貿易上も形式上も米側陣営に入る結果、わが外交政策上の融通性が減少する。中立政策の如きも実際上大なる制

約を受ける。

講和條約及びこれに伴う取極の定め方如何で若干カムフラージや緩和できないことはないが、大勢は殆どきまつてしまふ。

内閣連加入の可能性が全然なくなる。

内領土問題の全面的解決が不可能となる。

内賠償問題の全面的解決が不可能となる。

(2) 購和條約の内容に及ぼす影響

マジ・リテイ、ピースの方が甚しき有利な内容となる。

(1) 対外的安全及び治安維持に関する保障が重要となる。

(2) ソ連及び中共の主張で、我方に不利な事項(例えは戦
艦の追及、輸送隊、賠償、産業保護等)が条約に入らない
で済むか又は寛大となる。

同結附一

以上を要約するに、マジョリティ、ピースの主な利益は、
 (1) 大多数の国との平和関係の成立、占領の終了による政治上、
 経済上の利益の多くが早く得られること (2) 米同等による安全
 保障が確保されること (3) また我國に相当有効な治安措置が
 許されることであり、主な不利益は、(1) ソ連一及び中国一と
 の間に戦争状態が現れること (2) 形式的にせよソ連による安全保
 障が不可能になることである。

これらの利益と不利益とを比較するに、不利益の方面は、
 米同等の支援をもつてしても対応できない程の障害や危険はな
 く、利益の方面は基本的なものや現実的なものがあり、不利
 益を償つて大いに余りあるものである。

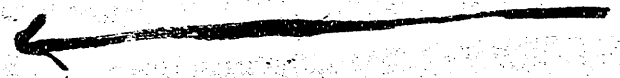
ニ我國の取るべき方針

(一) 我々の取るべき方針は、本利益の確保と、
 現情勢上マジョリティ・ピースの実現は必然的と認められる
 から、これが円滑な進展に資する心構をもつて対処し、
 その方向へ誘導する。

(二) 右の趣旨及び左の諸点を米側に申入れる。
 (1) 総理の国会演説や答弁で、この点は連合国側に大体明か
 になつていふと思うが、米英側は我方の真意を知らんと欲し
 ているであろうから、機を失せず政府の真意を卒直、明確に
 通じておくことが必要である。

(2) 我方の希望は、要するに、一日も早く諸外国との平和関係
 が恢復し、我國民の自立心が昂揚され、経済的自立への努
 力が促進され、世界の政治、経済の正常化及び繁榮に寄與
 することにある。

(四) 一日もすみやかにマジョリティ・ピースを実現せしめること
とは日本人の発奮を促し結局日本の経済自立を促進するゆ
えんであり惹いて米国の租税納付者の負担を軽減すること
にならう。



(イ) 我國としては、米國側の保護に倚存する決意であるが、ソ連、中共との關係及び平和主義の憲法との關係もあるから、安全保護のための措置については、これら諸關係と調和しうるような名目ないし方式をとられなく、なお後日ソ連、中國の参加を容易ならしめる道をおけておくよう配意されたい。

(ロ) 賠償、産業構造等については、マジョリテイ、ビースの發会に事實上の最終決定たるべき内容の決定をせられ、もつて産業上の不安を最終的に除かれることが望ましい。

(ハ) マジョリテイ、ビースのやむを得ない事情について懸念を發せし、國體の分裂を防ぐ。但し、対ソ、中共關係もあるから、公には、「将来の全面緩和への第一歩という意味においてマジョリテイ、ビースも結構である」との発言にとどめる。

閣議
決定

マイジョリテイ・ピースにおける安全保障に関する
基本方針案(改訂版)

二四、一二、三

4/20

我が国が戦争を放棄し武力を全く有しないことに鑑み又連合
国が二大陣営に対立し全連合国との間の講和條約の成立が不可能と
なり、米側諸国との間にのみ講和條約が締結される状況に鑑み、
我が国の安全保障は、實質的には米側諸国にこれを委ねる方針を
採る。

しかしながら、その形式については、
対外的には、

- (H) マジ・リタイ・ピースに後日ソ連中田が加入し、全面講和に
発展する可能性を全く失わしめないこと。
- (四) ソ連に非難攻撃の理由を興えやすいものでないこと。
- 対内的には、
- (イ) 憲法と両立するものたること。
- (ロ) 自主独立の体面をなるべく傷つけないこと。

問題のポイントは
平和の原則を
別個のものとして

対米感情を
下考えたり

国民に反米感情を起させやすいものでないこと。
戦争にまきこまれることを回避しようとする強い奨励と全く対
立するものでないこと。

右基本方針に基く安全保障の方式は次のごとくである。

- 一 講和條約において締約国をして、日本の独立並びに領土及び行
政の保全の尊重を規定させるとともに、外部からの侵略を防止排
除するための措置を講じさせる。
- 二 国内治安維持のため米側の手を借りることは、日本の自主性を
損い、いたずらに反米感情を起させる虞れがあるのでこれを避け、
自力をもつて治安を確保することを方針とし、そのために必要な
陸上、海上の警備力の充實を認めさせる。

三

二の條件が認められることを前提として、日本領域内の陸軍、
軍事基地設定はなるべく回避する。

解 第 7 回公開

4/30

極秘

(三)を強
具体的に!

- 一 経済援助はわが国の自立経済達成を目的とする相当長期のものであること。
- 二 またわが国の経済が東亞諸地域経済と相互補完の關係にあることを尊重し、わが国の工業力の利用によつて東亞諸地域の開発と経済復興に寄與すべき可能性を原則的に認め、かかる認識に基いて漸次わが国とこれらの地域の間の貿易量を拡大することに考慮を拂うこと。
- 三 わが国の主権と独立を尊重し、経済援助が内政干渉に至らぬこと。(大體経済九原則の移入とする)
- 四 援助の内容を物資、サービス、技術的情報に限らず、直接ドル資金を供與し、わが方が米國側と協議の上作成した輸出入計画に基く輸入資金にあてること。
- 五 見返資金の機動的、効率的の使用を認めること。
- 六 援助資金支出による物資の輸送にあつては、運賃を節約するため日本船による輸送を認めること。

経済援助協定締結に際する要望事項 (一四一ニニ)

- (一) 諸島の情勢により、日本領域内に駐軍、基地設定がなされるときは、
- (二) 日本本土内をなるべく回避し、周辺諸島に限るが、やむを得ぬ場合には本土内の駐軍地を限定する。
- (三) 各目は條約履行確保の目的と外部からの脅威に対する警戒との目的をふくめた適當のものとする。
- (四) 基地設定は、駐軍の事実上の結果にふくませ、條約に特記しない。
- (五) 駐軍の主体は、米軍とする。
- (六) 期間は短期に限定する。
- (七) 駐軍の根本原則は別個の協定とせず、講和條約に規定せしめる。

米韓援助協定と米伊経済協力協定の要旨

一 援助の目的
韓国の場合は主として経済危機を回避するための救済的色彩をもつてゐるが、イタリアの場合は自立経済の達成を目的としてゐる。

二 被援助国の執るべき国内経済措置
両協定共第二條の規定がこれに該当するがその内容は大体に於いて昭和二十三年十二月十八日附司令部覚書「日本の経済安定計画」に盛り込まれたいわゆる九原則と同趣旨のものである。

三 援助の内容
両協定共、物資、サービス及び技術的情報に限られてゐる。

四 見返資金
被援助国は供與された援助のドル表示額に相当する自国通貨を政府名義で中央銀行に開設した特別協定に預入れ、特定目的に使用する。

五 経済協力機構
韓国の場合には援助計画実施のための国内運営機関を設立す

るが、イタリアの場合にはこれに相当する規定がない。しかしイタリアはマニシヤル援助に基く欧州経済協力機構の一員であるのでこれに関するやや複雑な規定が設けられている。

六 有効期間

韓国の場合はいずれか一方の政府よりの終了通告の日より三月後までであるのに対して、イタリアの場合には一九五三年六月三十日までとなつており長期的性格を帯びてゐる。

米穀援助協定と米伊経済協力協定の比較

昭和二十一年二月
政務局経済課

アメリカ合衆国と韓国間の
援助協定（一九四八、十二、十
京城で署名）

目的
韓国の経済危機を回避し、国
家復興を促進し国内平安を確
保するため、同時に九四七、
助は十四国連章及び一九四七、
十一、十四国連章及び一九四七、
本目的の達成に資し、更に米
韓兩國の間の友好的結合を強
化する。（前文）

援助
一九四八、六、二八通過した
国会法に依り米大統領が供與
を許可した援助。（一、一、一）
援助の有効的使用（二、一、一）
韓政府は、その利用可能
な米穀資源をすべて供與した
に、米政府の援助を有効的に
使用する。

アメリカ合衆国とイタリヤ国間の
経済協力協定（一九四八、六、
二十八ローマで署名）

目的
健全な経済状態の確立、安定
した国際経済關係及びヨーロッパ
諸国から獨立した健全な経
済の達成からため。（前文）

援助
伊国政府又は同政府に、より指
定された組織に、これらに要
定され且つ米政府が承認する
又し且つ米政府が承認する
請うし米政府が承認する
以上の経済協力法及び同法に
年予算法の規定に従ひ、右法
令に依り供給するものと、
他に限り、一、一、一、一、一、
援助に限り、一、一、一、一、一、
援助に限り、一、一、一、一、一、

に關する協定は、
 1. 協定書の締結に
 2. 協定書の公布に
 3. 協定書の施行に
 4. 協定書の修正に
 5. 協定書の廢止に
 6. 協定書の適用に
 7. 協定書の解釋に
 8. 協定書の争議解決に
 9. 協定書の其他の事項に
 10. 協定書の其他の事項に

協定書の締結に
 1. 協定書の公布に
 2. 協定書の施行に
 3. 協定書の修正に
 4. 協定書の廢止に
 5. 協定書の適用に
 6. 協定書の解釋に
 7. 協定書の争議解決に
 8. 協定書の其他の事項に
 9. 協定書の其他の事項に

必要又は望ましくな
 米大統領令の協定
 a. 米大統領令の協定
 b. 米大統領令の協定
 c. 米大統領令の協定

3. 三年入一もとの伊い
 本協以有効に
 協定に依りて
 従い商議され
 六

援助の終了
 1. 援助の終了
 2. 援助の終了
 3. 援助の終了
 4. 援助の終了
 5. 援助の終了

協定の終了
 1. 協定の終了
 2. 協定の終了
 3. 協定の終了
 4. 協定の終了
 5. 協定の終了

正文(十二條)
英語、朝鮮語で二通
意見分れるときは英文
テキス
トによる。

正文
英語、イタリア語で二通。

修正(十一條)
兩國政府間の合意により
いつ
でも修正できる。
登録(十二條)
国際連合に登録される。

修正(十二條六項)
兩國政府間の協定により
いつ
でも修正できる。
登録(十二條七項)
国際連合事務総長に登録され

効力発生(十一條)
韓国議定書に同意した
ことを米政府に正式通告す
ることにより効力を生ずる。
有効期間(十一條)
いづれか一方の政府が他方の
政府に終了の意図を通告した
日より三ヶ月後まで有効。

有効期間(十二條一項)
一九五三年六月三十日まで
右期日の少くとも六ヶ月前に
いづれか一方の政府が他
方に協定を修了させる意思を
この協定を通告しな限り、他
かなされる日から六ヶ月の満
了まで引つゞき有効。

効力発生日(十二條一項)
署名の日から二ヶ月効力発生。
補足協定及び取極は、この
協定終了後、存続し、この
且その有効期間はそれら
の條項によつて定められる。

4
20

極秘

陸軍省
陸軍部
陸軍省
陸軍部

昭和二十四年十二月

対日平和條約想定大綱に対応する要望事項表

対日平和條約想定大綱に対応する要望事項表

二四・一二・八

事 項	要 望
領土	<p>全面講和の場合</p> <p>一 米田關係一 薩南及び琉球列島を保持すること。</p> <p>二 小笠原及び硫黄島諸島を保持すること。</p> <p>三 軍事基地の使用を認める必要がある場合には、沖縄及び硫</p>
	<p>多数講和の場合</p>

国籍	対日監視
<p>黄島に限るものとし、その場合にも領土権は保持すること。</p> <p>條約実施後日本から分離されるべき地に残留する邦人は日本国籍の留保及び帰還の自由をもつこと。</p>	<p>條約履行のための対日監視を同必要とする場合には</p> <p>イ、機關―監視機關は在日外交使節をもつて構成すること。</p> <p>ロ、方法―監視方法は外交的手段による間接監視とし、條約</p>

軍隊の駐屯

の実施に関する助言と援助を
與えることを趣旨とする
期間一監視期間は短期に限定
すること。

一 現占领軍は平和條約実施後直
ちに撤兵を開始し、短期間
これを完了すること。

一 條約履行監視のため軍隊の駐
屯が行われる場合には、

ロ、駐屯の期間は短期（五年
程度）に限定すること。

諸般の情勢により、
日本領内に駐軍、
基地設定がなされる
ときは、
日本本土内を回避
し、周辺諸島に限
るが、やむを得ぬ
場合には本土内の

警察力	戦争犯罪人	国際機関参加
警察力に関する制限が置かれ る場合には、次の必要を考慮す ること。 イ、国内治安の確保に充分な数	一 締約国は條約実施後における 日本人戦争犯罪人の訴追権を 放棄すること。 二 戦争犯罪服役者を内地に移管 すること。	締約国は日本の国際連合及び その専門機関への加入を支持す ること。
同	同	同

安全保障																				
締約国は日本の独立並びに領 土及び行政の保全を尊重するこ と。それが国際連合によつて裏 付けられること。																				
<table border="0"> <tr> <td data-bbox="1509 1294 1577 1690">ける保障の規定をもたさしめ</td> <td data-bbox="1577 1294 1646 1690">けた場合武力救援を受</td> <td data-bbox="1646 1294 1715 1690">保全を尊重することと</td> <td data-bbox="1715 1294 1783 1690">並に領土及び行政の</td> <td data-bbox="1783 1294 1852 1690">締約国は日本の独立</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1852 1294 1920 1690">規定せしめる。</td> <td data-bbox="1920 1294 1989 1690">とせず、講和條約に</td> <td data-bbox="1989 1294 2058 1690">本原則は別個の協定</td> <td data-bbox="2058 1294 2126 1690">駐軍。基地設定の根</td> <td data-bbox="2126 1294 2195 1690">る。期間は短期に限定す</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2195 1294 2263 1690">とす。</td> <td data-bbox="2263 1294 2332 1690">駐軍の主体は、米軍</td> <td data-bbox="2332 1294 2401 1690">るためとする。</td> <td data-bbox="2401 1294 2469 1690">本の民主化を確保す</td> <td data-bbox="2469 1294 2538 1690">この場合、名目は日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2538 1294 2606 1690">駐軍地点を限定する</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	ける保障の規定をもたさしめ	けた場合武力救援を受	保全を尊重することと	並に領土及び行政の	締約国は日本の独立	規定せしめる。	とせず、講和條約に	本原則は別個の協定	駐軍。基地設定の根	る。期間は短期に限定す	とす。	駐軍の主体は、米軍	るためとする。	本の民主化を確保す	この場合、名目は日	駐軍地点を限定する				
ける保障の規定をもたさしめ	けた場合武力救援を受	保全を尊重することと	並に領土及び行政の	締約国は日本の独立																
規定せしめる。	とせず、講和條約に	本原則は別個の協定	駐軍。基地設定の根	る。期間は短期に限定す																
とす。	駐軍の主体は、米軍	るためとする。	本の民主化を確保す	この場合、名目は日																
駐軍地点を限定する																				

産業水準

第一義的及び第二義的軍需工同

- びすてに撤去された施設以外
の一切の賠償の取立を打切る
こと。(生産物、現金賠償も
取り立てないこと。)
- 大公使館及び領事館財産並び
に連合国内に居住することを
許されていた日本人の財産は
返還し賠償として取立てない
こと。
- 賠償によつて連合国の戦争に同
よるすべての請求権が完済さ
れた旨の宣言を置くこと。

賠償

すてに処分された在外資産及同

捕虜

捕虜及び抑留者の給養費請求同

- の警察力の保持。
- 近代的犯罪及び集団擾乱に
対抗しうる装備の保持。
- 沿岸治安確保に充分な海上
警察力及び装備の保持。
- 締約国は、未帰還の捕虜及び同
抑留者に関する情報を提供す
ること及びこれらのものを短
期間に送還すること。
- 捕虜及び抑留者の給養費請求
権を相互に放棄すること。

